

## 学校事故等における教員の責任に対する認識に関する一考察

鈴木 久米男\*, 菊地 洋\*\*, 川上 圭一・東 信之\*

(令和3年2月19日受理)

SUZUKI Kumeo, KIKUCHI Hiroshi, KAWAKAMI Keiiti, AZUMA Nobuyuki

Research on Teachers' Awareness of Their Responsibility in Occurrences of School Accidents

本研究の目的は、学校事故への対応における学校及び教員の法的責任の実態とともに、児童生徒への教員の関わりにおける認識の実態を明らかにし、今後の対応の在り方を探ることである。そのために、教育行政機関や教員が法的責任を問われる実態を事例調査により把握する。さらに、教員への質問紙調査により、学校事故等への責任に対する認識の実態を明らかにする。

本研究の成果として、学校事故への対応における学校及び教員の法的責任の実態とともに、児童生徒への教員の関わりにおける認識の実態を明らかにすることができた。学校や教員が法的責任を問われるような状況に対処するためには、教員自身が法的責任の実態を正しく把握しておくことが求められる。このことに加えて、教育活動の当事者である児童生徒についても、発達段階に応じた法的責任の認識をもたせることにより学校生活におけるルールをより明確に意識することができるようになると思われる。

### 1. はじめに

本研究の目的は、学校事故への対応における学校及び教員の法的責任の実態とともに、児童生徒への教員の関わりにおける認識の実態を明らかにし、今後の対応の在り方を探ることである。そのために、教育行政機関や教員が法的責任を問われる実態を事例調査により把握する。さらに、教員への質問紙調査により、学校事故等への責任に対する認識の実態を明らかにする。本研究により、学校事故への対応において法的責任が問われる状況の提示とともに、教員への認識調査の結果から、実態とのズレを明らかにし、法的責任の認識の必要性を示す。

本研究の主題を設定した理由として、一つは学校の教育活動において、教育行政機関や学校管理

職、教員が法的責任を問われる事例がみられるようになってきていることがある。このことから、教育活動において、どんな学校事故がどういった状況で発生し、最終的にどのような責任が問われるのかを把握しておく必要がある。二つ目は学校事故に対する教員の法的責任について、一人一人がどの程度認識しているのかが不明なことがある。学校事故において、状況によっては教員に責任が問われる場合があることを、認識しておく必要がある。三つ目として、状況によっては児童生徒についても、暴力行為やいじめ、自転車事故等において、法的責任が問われる事例がみられることである。このことから児童生徒にも、法的責任に対する認識を持つことが必要となっている。

以上のような状況から、学校生活などでの事故において、教員や児童生徒が法的責任を問われる

\* 岩手大学大学院教育学研究科、\*\* 岩手大学教育学部

状況を理解する必要がある。このような状況をふまえて、本研究の目的を設定した。

本研究に関する先行研究を、「学校における危機への対応」や「学校事故と教育行政機関や学校の責任」「学校事故等に対する教員や児童生徒の認識」の3つの観点からみていく。

第一は「学校における危機への対応」に関する先行研究である。学校危機に関する対応として、鈴木・佐藤・多田 他（2020A）は、学校における研修の実施状況と危機管理マニュアルの活用状況について報告しており、その中で、研修内容の偏りとともに、マニュアルの見直しについて、課題があるとしている。同様に河内（2018）は、危機管理マニュアルの内容の分析を行い、実際の事故対応における限界性とともに、リスクマネジメントの専門部門設置の必要性を指摘した。

さらに、上野・鈴木・吉川 他（2018）が学校の危機対応の実態を報告している。その中で、学校危機のとらえの実態とともに、対応においては近隣の学校との取り組みの共有による「面」としての防災活動の重要性を指摘した。さらに特別支援学校の危機管理対策に関して沖中・守屋・坂本 他（2013）が報告している。児童生徒の障がいの状況や学校種別の特性への着目を踏まえ、危機管理における学校開放の有用性や障がいの理解の必要性等を指摘した。また、松尾・平田（2019）は危機対応における校長のリーダーシップの重要性を指摘しており、校長自身の自己研鑽や研修への参加が大切であるとした。

これらの先行研究により、学校の危機管理における情報共有や校長のリーダーシップ及び危機管理マニュアルの重要性が指摘されてきた。しかし、学校事故に対する法的責任との関わりの実態については、解明されているとはいえない。

第二は「事故発生における教育行政機関や学校、教員等の責任」に関する先行研究である。学校事故に関する教育行政機関や学校の責任として鈴木（2018）は、大川小学校津波被害事件の仙台高裁の判決を検討し、第一審での石巻市及び宮城県へ

の注意義務を怠った過失、さらに控訴審仙台高裁判決での校長の安全確保義務を過失によって懈怠したとの認定について報告している。なお、本件については、2019年10月10日付で最高裁第一小法廷において石巻市及び宮城県の上告を退ける決定をしたことから、二審としての仙台高裁判決が確定した<sup>(1)</sup>。さらに、田中（2017）は、学校事故発生時の学校や教員の法的責任を整理した。その中で、裁判において学校や引率教員の責任が問われている判例とともに、生徒自身の過失を認めている事例があることも指摘した。さらに、保育や学校事故における教育者の責任論の構図を東野・木幡（2018）が報告している。主に保育園と幼稚園の事故の裁判を分析し、教育者として諸事件の咀嚼と日々の実践を顧みることの重要性を指摘した。加えて、学校事故に対する裁判と学校のリスクマネジメントに関して菅原（2020）は、公立学校教員が個人として学校事故の損害賠償責任を負うことになった事例を指摘している。同様に学校が法的責任を問われる事例において教育長の対応におけるリーダーシップの実態を小林（2018）が報告しており、対応において教育長や教育委員会が積極的に関わることの重要性を指摘した。

これらの先行研究から、学校や教育委員会の法的責任の実態が明らかにされてきた。しかし、教員一人一人の法的責任に対する認識の実態との関わりについては不明である。

第三は「学校事故等に対する教員や児童生徒の認識」に関する先行研究である。学校事故に対する児童生徒の認識について、鈴木・佐藤・多田 他（2020B）が報告している。その中で、小学校や中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒の学校事故等の発生頻度及び深刻度の認識は、生徒指導や災害において校種による違いがより顕著であることを示した。また、當山・小川（2018）は、学校管理職の危機管理の実態を報告している。調査結果から、学校管理職としての危機経験率が高いものとして、小学校の管理職は学習指導、中学校の管理職は生徒指導としており、校種によって異なっていることを指摘した。学校危機としての

小・中校長の認識の傾向を木村・岩永（2018）が報告している。その中で、校長は学校の危機として「不登校」を想起し、「いじめ」を警戒していることを明らかにした。加えて、下地（2017）は、学校安全と危機管理に関する研修の実施状況を調査結果に基づいて報告した。その中で、訓練や教員研修の必要性とともに、最終的には教員自身の危機回避における判断力を身につけることの大切さを指摘した。

これらの先行研究により、学校の危機や研修に対する教員や児童生徒の認識の実態が明らかにされてきた。しかし、危機管理における教員や児童生徒の法的責任やそれに関する研修との関わりを明らかにした研究はあまりみられない。

以上のように、これまでの先行研究により、学校の危機における法的責任との関わりが明らかにされてきた。しかし、学校事故に対する教員個々の認識や法的責任に関する研修の実態が、解明されているとはいえない。そこで本研究では、学校事故の法的責任の実態を事例に基づいて検討するとともに、教員等の指導上の責任に関する認識を明らかにする。加えて、法的責任に関する教員の研修の機会を検討することとした。このことにより本研究のねらいに迫ることができる。と考える。

本研究の検証の方法は、事例把握のための調査及び教員への認識調査を実施することである。

事例調査とは、学校事故の実態とともに、教育行政機関や学校、教員が法的責任を問われるような事態を把握することである。さらに、学校事故に対する教職員の指導上の関わりに対する認識を、実態調査に基づいて明らかにする。

以下に本論の構成を示す。第2章では、事例調査に基づいて学校事故と法的責任の実態を検討する。第3章では、学校事故の責任に対する教員への認識調査の結果を検討する。第4章では、学校事故と教員の責任に関する研修の実態を検討する。第5章では、本研究のまとめとして、結果の考察及び今後の課題等を示す。

## 2. 学校事故と法的責任の実態

本章では、学校事故において、学校や教員に対して法的な責任が問われた事例をみていく。

岩橋（2012）によると、国公立の学校管理下で事故が発生した場合、国家賠償法1条1項および2条1項に基づく損害賠償請求訴訟を通じて、学校側の過失（教員の課せられる注意義務違反など）が争われる。事故の発生状況により、学校側が担うべき責任の範囲は異なるが、事例を分析することである程度の類型化は可能である。

まず、「学校事故」はどのように分類されるのかについて、田中（2017）による分類を示す。報告の中で田中は「学校事故」を、(a)「被害を受けた客体による分類」として、「児童・生徒の事故」「教職員の事故」「第三者の事故」「施設、設備の事故」とした。第二に、(b)「事故発生場所による分類」として「学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合」「学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合」「休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいる場合」「通常の経路および方法により通学する場合」「以上に準じる場合として文部科学省令で定める場合」とした。第三に(c)「事故発生原因による分類」として、「自然災害」「人的災害」「交通災害」とした。

本稿では、田中の提示する、(b)「事故発生場所による分類」を用いる。『学校の管理下の災害〔令和元年版〕（独立行政法人日本スポーツ振興センター編）<sup>(2)</sup>』において報告されている、学校の管理下における事故（傷害・死亡）をまとめたのが表1である。校種別に比較すると事故発生時の違いが明らかになる。小学校の場合、障害・死亡の事故は「休憩時間」に最も多く発生しており、46.7%と約半分を占める。中学・高校では、部活動を中心とした「課外指導」を受けている際の事故が、40.9%、62.6%と多くなるのが特徴である。学校の管理下における事故の場合、学校側に「安全配慮義務」があることは周知の事実であり、教員には発達段階に応じた指導・監督義務が

ある。実際に事故を防ぐため、学校側に何が必要なのかを (b) の分類から代表的な事例を用いて分析する。

① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

ア 理科実験中の事故

理科実験中に発生する事案としては、(ア) アルコールランプ、(イ) ガラス容器、(ウ) 揮発性有機溶媒が多い。アルコールランプを転倒させて大けがを負う事故は比較的多い。近年でも2017年12月に千葉県茂原市の小学校で3人の児童がやけどを負った事故や、2016年11月に君津市での事故など、枚挙のいとまがない。小学生の場合、危機回避能力が未熟であり、事故発生の危険性は高くなる。構造上、ランプを傾ければ、炎口の部分からアルコールが簡単にこぼれてしまう。指導にあたる教員には、アルコールランプの取り扱いについて、具体的に注意、指導する義務が発生している。また、自らの行為にその責任を弁護するに十分な能力を具備しているとは言い難い小学生に対して、アルコールランプを用いた実験は必要であるのかも検討しなければならない。

イ 体育指導時の事故

学校教育には一定の危険を伴う内容が存在しているが、そのひとつが体育実技である。体育指導の場合、用具・器具（例：ボール、サッカーゴール）に起因する負傷・疾病や障害発生に関するもの、練習中に他者のボールが入ってこないといった指導の場の設定、練習・試合中・事故発生時の時系列にそった安全配慮義務と結果回避義務などが考えられる。例えば、静岡県の中学校で発生した前方倒立回転飛びでの事故では、生徒の技能を見極め、技能の劣る生徒を補助する義務があると判断した。個に応じた指導の必要性が改めて確認された。

② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

ア 部活動での事故

表1 学校管理下における障害及び死亡の状況（平成30年度）<sup>(3)</sup>

| 発生時の活動       | 小学校                | 中学校 | 高校・高専 | 特別支援 | 合計 |     |
|--------------|--------------------|-----|-------|------|----|-----|
| 障<br>害       | 各教科等               | 16  | 28    | 29   | 2  | 75  |
|              | 特別活動 <sup>※1</sup> | 13  | 2     | 1    | 0  | 16  |
|              | 学校行事               | 6   | 12    | 7    | 0  | 25  |
|              | 課外指導               | 1   | 55    | 106  | 2  | 164 |
|              | 休憩時間 <sup>※2</sup> | 46  | 19    | 5    | 2  | 72  |
|              | 通学中                | 12  | 7     | 11   | 0  | 30  |
|              | 合計                 | 94  | 123   | 159  | 6  | 382 |
| ※3<br>死<br>亡 | 各教科等               | 3   | 2     | 3    | 0  | 8   |
|              | 特別活動 <sup>※1</sup> | 0   | 2     | 0    | 1  | 3   |
|              | 学校行事               | 1   | 3     | 1    | 1  | 6   |
|              | 課外指導               | 1   | 6     | 11   | 0  | 18  |
|              | 休憩時間 <sup>※2</sup> | 4   | 9     | 5    | 0  | 18  |
|              | 通学中                | 4   | 4     | 8    | 0  | 16  |
|              | 合計                 | 13  | 26    | 28   | 2  | 69  |

※1 特別活動に学校行事を含めない。  
 ※2 高等学校の休憩時間には、寄宿舎で発生の場合も含む。  
 ※3 死亡には、突然死は除く。

部活動とは、教員等の指導を受けながら、学校教育の一環として、生徒自らが、自主的、主体的、自発的に展開する活動であるとはいえ、教育課程との関連をもって学校教育の一環として行われている以上、顧問教諭は、当該活動について生徒の安全を確保し、事故の発生を未然に防ぐべき注意義務がある。中学校野球部でフリーバッティング練習中に打球が目に直撃し網膜剥離などの傷害を負った事故では、顧問教諭には事故を予見することが可能であったし、防護ネットの確実な設置について徹底した指導をしておらず、注意義務を怠ったと判示している。

顧問教諭に「立ち合い義務」があるのかについては、議論が分かれる。最高裁は、「課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきことに鑑みれば、(中略)顧問の教諭としては、個々の活動に常時立ち合い、監督指導すべき義務までを負うものではない」と判示している（最二小判昭58年2月18日）。特に、安全指導に関わらない部分(生徒間のふざけ合いや自主的な部活動内での偶発的な事故)については、教員の責任は認めない傾向にある。一般に中学・高校で教員の関わり方に違いがあり、高校の方が「自主性」を重んじた判断になる。

③ 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいる場合

ア 始業時前、業間休み、昼休みなど、児童・生徒の監督について

小学校の場合、児童の危機回避能力が十分に成長・発達しているわけではないので、休憩時間など、児童が遊びそうな場所に、教員を配置しておく必要がある。学校側には、子どもの安全確保に関して、昼休みも小学校における教育活動と質的、時間的に密接な関連性を有しているものである以上、教育活動と同様の義務を負うものとされている。

ここで紹介した事例以外にも、いじめや教員の叱責による自死、体罰、熱中症や食物アレルギーの事故、そして大川小学校などの津波災害による事故の裁判など、社会的な注目を集めるものは多い。

一般的に過失は、損害発生についての予見可能性と結果回避可能性から導かれる客観的な注意義務違反であるが、学校事故の場合、教育活動に内在している危険から児童生徒を守ることが中心となる。「教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な努力義務」(最二小判昭和58年2月18日)があるとされている。一方で、被害者救済と教員の義務違反とをどのように調整するのかはかなり困難な作業となっている。学校側の義務違反を過度に認定することは、教育現場を委縮させることにもなりかねない。学校側には、実効性のある安全確保義務があることを常に意識する必要がある。

### 3. 教員の法的責任に対する認識

A県の県立学校の中から無作為に抽出した高等学校及び特別支援学校の管理職及び教員を対象として、法的責任を問われる内容や事故の程度に対する認識を検討する。

#### (1) 調査の概要

調査は、A県内の高等学校及び特別支援学校の管理職及び教員を対象として実施した。調査内容として、学校事故等の法的責任については、鈴木・佐藤・多田 他(2020B)や以呂免(2009)、研修

については下地(2017)を参考にして作成した。調査を実施した抽出校は、高等学校は4校、特別支援学校は3校であった。回答者数は表2のとおりであり、高等学校は253名、特別支援学校は172名であった。調査は、各校で教員に質問紙を配付し、記入してもらった。調査の実施期間は、令和2年10月から11月であった。

表2 調査対象教員数

| 校 種    |     | 回答数 |
|--------|-----|-----|
| 高等学校   |     | 253 |
| 特別支援学校 | 小学部 | 69  |
|        | 中学部 | 45  |
|        | 高等部 | 58  |
| 合 計    |     | 425 |

#### (2) 学校における事故発生時の当事者意識の実態

児童生徒にかかわる学校事故に対する責任の認識として、児童生徒の当事者意識及び教員の指導との関わりに対する認識調査を実施した。調査は4件法とし、各調査項目について、4：かなりある、3：ややある、2：あまりない、1：ほとんどない、から選択を求めた。さらに、調査結果を間隔尺度とみなして分析を実施した。

##### ① 学校事故への児童生徒の当事者意識

学校事故発生時の児童生徒の当事者意識に対する教員の認識を調査により明らかにした。各調査項目に対して、高等学校と特別支援学校は小・中学部をあわせ、さらに高等部の区分ごとに所属教員の認識の違いを検討した。図1は、高等学校や特別支援学校の区分ごとの平均を求め、各項目を全体平均の高い順に配置したものである。高等学校の人数がやや多いので、平均は3つの区分の平均とは多少異なっている。

調査結果として、教員が児童生徒の当事者意識が高いとした項目は全体平均が約3.5となったが、低い項目は2.0より小さくなった。また、全ての調査項目に対する教員の認識は、高等学校と比較して特別支援学校の小・中学部と高等部の方が低くなった。

次に各項目の結果をみていく。児童生徒の学校事故への当事者意識に対する教員の認識が、もっとも高くなった項目は、「スマホのトラブル」で、

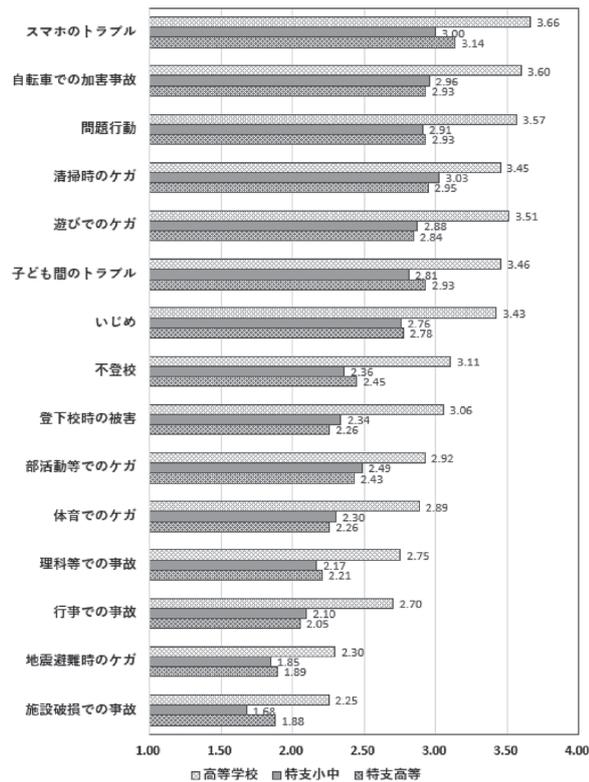


図1 学校事故への児童・生徒の当事者意識

全体平均は3.42であった。次が「自転車での加害事故」で3.34だった。さらに「問題行動」や「清掃時のケガ」等が続いた。逆に児童生徒の当事者意識がもっとも低いとした項目は、「施設破損での事故」の2.05であった。次が「地震避難時のケガ」の2.01、「行事での事故」「理科等での事故」等と続いた。それ以外の項目として、「いじめ」や「不登校」等は中間部に位置した。

以上の結果から、学校事故に対する児童生徒の当事者意識に対する教員の認識は、「スマホのトラブル」や「自転車での加害事故」「問題行動」のような児童生徒個人々人との関わりの強い項目については、教員の認識が高くなった。一方、「施設破損での事故」や「地震避難時のケガ」「行事でのケガ」等主体が学校となる事故については、当事者意識への認識が低くなった。

## ② 教員の指導との関わりに対する認識

学校事故発生に対する教員の指導との関わりに対する認識を、調査により明らかにした。そのために、調査結果を区分ごとに平均を求め、全体の大きさにより配置したのが図2である。各項目の

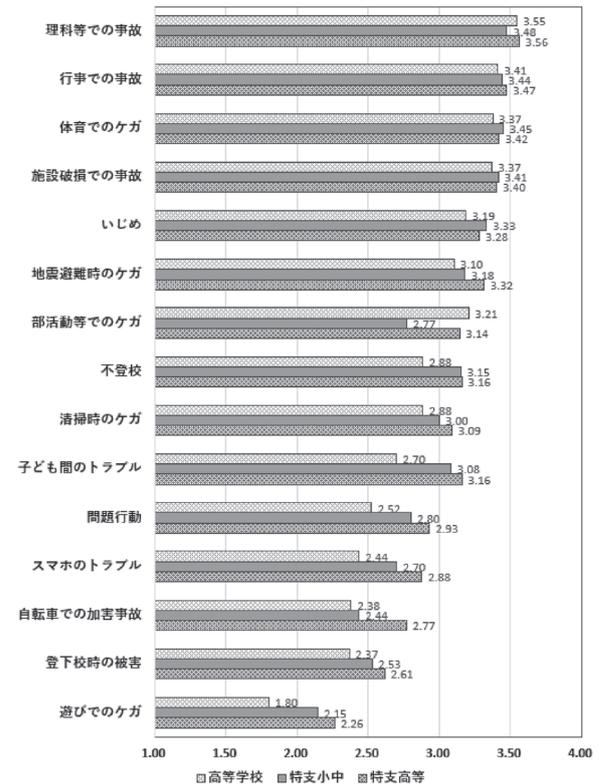


図2 学校事故への教員の指導との関わりへの認識

配置の手順は、図1と同様である。

図2によると、学校事故に対する教員の関わりへの認識は、児童生徒の当事者意識への認識と比較してやや高くなった。さらに、もっとも高くなった「理科等での事故」の全体平均の3.53と、もっとも低くなった「遊びでのケガ」の1.95の差は、児童生徒の当事者意識と比較して、大きくなった。加えて、指導との関わりが比較的強いとした項目では、校種の各区分間の差は小さかったが、関わりが比較的小さいとした項目については、特別支援学校と高等学校との差が大きくなった。

次に各項目の結果をみていく。教員の指導との関わりがもっともあるとした項目は、「理科等での事故」の3.53であり、次は「行事での事故」の3.43であった。さらに、「体育でのケガ」や「施設破損での事故」等が続いた。逆に教員の指導との関わりがもっとも小さいとしたのが「遊びでのケガ」の1.95であった。次が「登下校時の被害」で2.44だった。さらに「自転車での加害事故」や「スマホでのトラブル」等が続いた。

さらに、校種の区分による認識の違いをみてい

く。そのために、調査結果について区分による分散分析を実施し、有意差のあった項目のみを示したのが表3である。またこの表では、各項目を効果量である $\eta^2$ 値の大きさの順で配置した。各調査項目の中で、教員の認識の差がもっとも大きくなったのは、「子ども間のトラブル」であり、効果量である $\eta^2$ 値は.050と

なった。さらに多重比較の結果、高等学校の教員と比較して、特別支援学校の小・中学部や高等部の教員の関わりへの認識の平均が高くなった。「遊びでのケガ」や「スマホのトラブル」等でも同様の傾向がみられた。しかし、「自転車での加害事故」については、多重比較の結果において、特別支援学校の高等部と高等学校に有意な差がみられるとともに、小・中学部との差も有意となった。このように、学校事故に対する教員の指導との関わりへの認識において、一部の調査項目で特別支援学校と高等学校の教員との間に認識の差がみられたのが特徴的であった。

以上の結果から、学校事故に対する教員の指導との関わりへの認識として、授業や施設・設備に関する項目については、平均が高くなった。一方、「遊びでのケガ」や「登下校時の被害」「自転車での加害事故」等児童生徒が直接かかわる事故については、指導との関わりへの認識は低くなった。さらに、「子ども間のトラブル」や「遊びでのケガ」等一部の項目で、特別支援学校の教員の方が関わりに対する認識が高くなった。

### ③ 学校事故への教員の指導との関わりへの認識の関係

本項では、学校事故に対する児童生徒の当事者意識と教員の指導との関わりへの認識調査の結果を検討する。図3は、児童生徒の当事者意識と教員の指導との関わりに対する認識調査の結果を、校種の区分ごとにマッピングしたものである。その際、横軸は教員の指導との関わりへの認識、縦軸は児童生徒の当事者意識として、各調査項目について、高等学校及び特別支援学校の高等部の平均値

表3 教員の指導との関わり（区分による多重比較（Holm法））

| 調査項目      | 平均   | F 値    | $\eta^2$ 値 | p 値     | 多重比較      |
|-----------|------|--------|------------|---------|-----------|
| 子ども間のトラブル | 2.86 | 10.545 | .050       | .000 ** | 1>>3、2>>3 |
| 遊びでのケガ    | 1.95 | 10.208 | .048       | .000 ** | 1>>3、2>>3 |
| 部活動でのケガ   | 3.09 | 9.726  | .046       | .000 ** | 3>>1、2>>1 |
| 問題行動      | 2.65 | 7.660  | .037       | .001 ** | 1>3、2>>3  |
| スマホのトラブル  | 2.56 | 6.375  | .031       | .002 ** | 1>>3、2>>3 |
| 自転車での加害事故 | 2.45 | 5.547  | .027       | .004 ** | 2>>3、2>1  |
| 不登校       | 2.99 | 5.105  | .025       | .006 ** | 1>3、2>3   |

※ 多重比較の表記 1：特支 小・中学部、2：特支 高等部、3：高等学校、> p:<.05、>> p:<.01

を用いた。

学校事故の生徒の当事者意識及び教員指導との関わりへの認識を示したマッピングの結果によると、生徒の当事者意識に対する認識については、高等学校の方が特別支援学校の教員より高くなっており、教員の指導との関わりについては、特別支援学校教員の方が高くなっていました。

さらに、各調査項目は生徒の当事者意識及び教員の指導との関わりへの認識が、平均値を超えているか、いないかにより、おおよそ3つにまとめることができた。しかし、まとめから外れた項目も3つ残った。まとまりの一つ目は、生徒、教員の認識がともに高い群で「生徒：高、教員：高群」とする。このまとまりには、高等学校では「いじめ」や「体育でのケガ」等5項目、特別支援学校の高等部では「子ども間のトラブル」や「いじめ」等3項目が含まれ、8項目で構成されていた。このまとまりは、高等学校や特別支援学校における教育活動での事故やいじめに関する項目で構成されていた。

まとまりの二つ目は、生徒の当事者意識は低いが教員の指導との関わりへの認識が高い群であり、「生徒：低、教員：高群」とする。このまとまりには、高等学校では「地震避難時のケガ」や「施設破損でのケガ」の2項目であった。特別支援学校の高等部については、「体育でのケガ」や「行事での事故」等7項目の計9項目で構成されていた。このまとまりは、特別支援学校の項目が多く、内容としては不登校や教育活動に関する項目であり、高等学校は施設破損や地震避難時のケガ等が含まれていた。

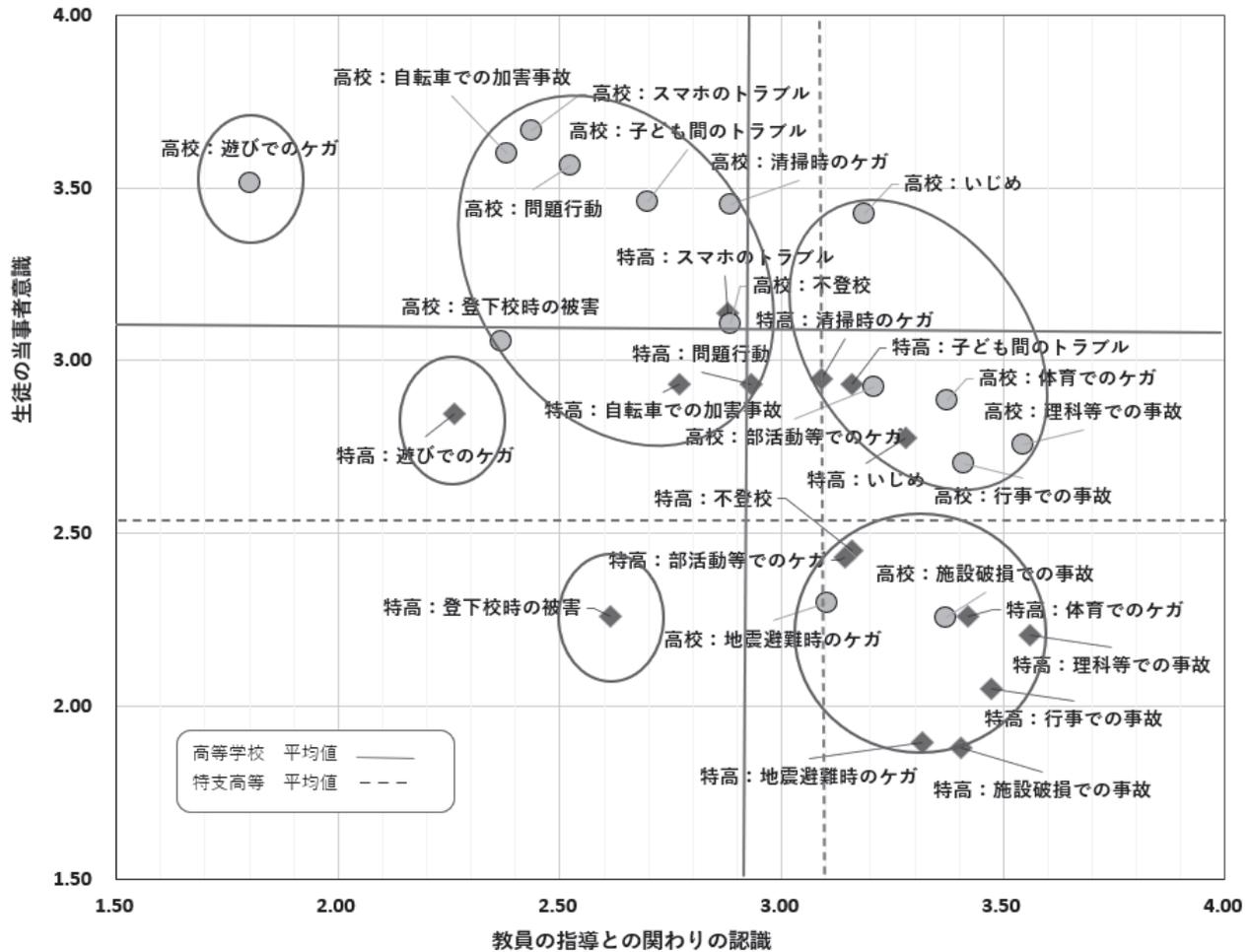


図3 学校事故等への生徒の当事者意識及び教員の指導との関わりへの認識

まとまりの三つ目は、生徒の当事者意識は高いが、教員の指導との関わりへの認識は低い群であり「生徒：高、教員：低群」とする。このまとまりには、高等学校では「スマホのトラブル」や「子ども間のトラブル」等7項目、特別支援学校の高等部では「スマホでのトラブル」や「問題行動」等3項目の計10項目で構成されていた。このまとまりは、高校や特別支援学校ともに、教育活動と直接かかわらない生徒個人個人の行動に起因する学校事故の項目で構成されていた。

さらに、これらの3つのまとまりに入らなかった項目として、教員の指導との関わりが低い「遊びでのケガ」が高等学校や特別支援学校でみられた。さらに、特別支援学校として、教員や生徒の当事者としての関わりがともに低い「登下校時の被害」もあった。

以上のように、生徒の当事者意識及び教員の指

導との関わりへの認識の関係を各項目でマッピングすると、大きく3つのまとまりができた。それらは、認識がともに高い群、一方が低い2群の計3群であった。「生徒：高、教員：高群」は、高等学校や特別支援学校における教育活動での事故やいじめに関する項目であった。二つ目の「生徒：低、教員：高群」は特別支援学校の項目が多く、内容として不登校や教育活動に関する項目であり、高等学校は施設破損や地震避難時のケガ等が含まれていた。三つ目は、「生徒：高、教員：低群」であり、高校や特別支援学校ともに、教育活動と直接かかわらない生徒個人個人の行動に起因する学校事故の項目で構成されていた。これらのまとまりに入らない項目として「遊びによるケガ」や「登下校時の被害」があった。

以上の結果から、「生徒：高、教員：高群」では、高等学校や特別支援学校における教育活動での事

故やいじめに関する項目で構成されていた。また、「生徒：低、教員：高群」は、特別支援学校の項目が多く、内容としては不登校や教育活動に関する項目、高等学校は施設破損や地震避難時のケガ等が含まれていた。「生徒：高、教員：低群」は、高等学校や特別支援学校の両者ともに、教育活動と直接かかわらない生徒個人個人の行動に起因する学校事故の項目で構成されていた。

これらの結果から、特別支援学校においては、生徒の学校事故等として、教員の関わりが強いとされていた。これに対して高等学校の教員は、学校事故等への生徒の当事者意識がより強いと認識していた。このことは、高等学校と特別支援学校という、それぞれの校種の生徒の実態を踏まえた認識であるといえる。

(3) 教員の責任への認識の実態

教育活動における学校事故における教員の責任に対する認識調査を、5件法により実施した。各調査項目について、5：おおいに関わりがある、4：やや関わりがある、3：中程度である、2：すこししか関わりがない、1：まったく関わりがない、から選択を求めた。さらに調査結果を間隔尺度とみなして分析した。

加えて、自由記述として、「学校事故において

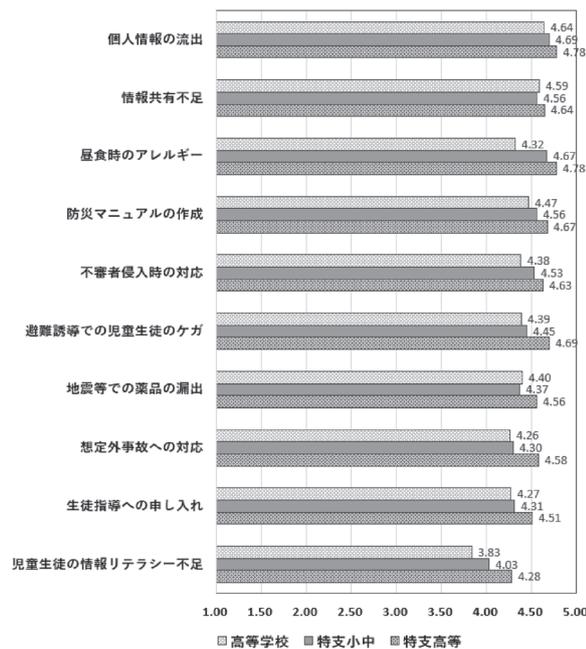


図4 学校事故の教員の責任への認識

学校や教員に責任が問われる現状への考え」について記述を求めた。

① 教員の責任への認識調査の結果

図4は、学校事故に対する教員の責任への認識調査の結果を示したグラフである。調査結果を、校種による区分として、高等学校、特別支援学校の小・中学部、高等部の3区分で平均を求め、さらに全体平均の大きな順に配置した。

全体平均の高い項目は4.70、低くとも4.05と全ての項目が高い値を示した。また、「昼食時のアレルギー」や「児童生徒の情報リテラシー不足」等で区分ごとの差が多少みられたが、全体としては校種の区分による差は小さくなった。

次に各項目について検討する。教員の責任への認識がもっとも高くなったのは、「個人情報の流出」の4.70であった。具体的には、個人情報の校外への持ち出しによる流出事件やパソコンのUSBメモリ紛失などがある。次は「情報共有不足」の4.60であり、生徒指導や行事対応等での情報共有不足によるトラブルがある。さらに、「昼食時のアレルギー」が4.59であり、特に給食時の注意が求められる事例である。

逆に比較的責任の認識が小さくなったのは、「児童生徒の情報リテラシー不足」であり、特に高校生は友人との情報のやり取りでかなりのリテラシーを獲得していることが考えられる。次が「生徒指導への申し入れ」であり、保護者等との情報共有がなされないままでの申し入れの事例が考えられる。

以上のように、項目により多少の違いはあるものの、教員の学校事故への責任に対する認識が高いことが明らかになった。特に、個人情報の流出や情報の共有不足による学校事故への責任の認識が高かった。一方、児童生徒の情報リテラシー不足など児童生徒の状況により責任の認識が低くなる項目もあった。

② 学校事故に対する教員の責任の認識に関する自由記述の結果

次に学校事故に対する教員の責任の認識に関する自由記述の結果を検討する。このことに関する

自由記述として、「学校の機能が膨張し、教員の責任が広範囲にわたる現状を追認してはならず、学校の機能縮小を果たしたうえで法的責任を明確化すべきである。」や「スクール・ロイヤーの存在が各学校にも必要ではないかと思う。法律に即した考え方も考慮しなくてはならない社会となっている。」「職員会議でのコンプライアンス研修の継続実施、自分事と捉えられるよう、事例情報交流が必要であろう。」等があった。

さらに、記載されていた用語を出現頻度の順に示したのが、表4の中の「教員の責任への認識」である。もっとも多かったのが「責任」の63回であった。次が「学校」の52回、そして「問う」「事故」等であった。これらの用語をまとめると、「学校での事故に対する責任を問う」となった。

次に自由記述をテキストデータとして、樋口(2014)によるKHコーダーを用いて共起ネットワークを作成した結果が、図5である。

分析結果によると、一つ目として、「責任」や「学校」「問う」「事故」「法的」等のまとまりがみられた。このことから、「学校事故の法的責任を問う」とすることができる。二つ目として、「教員」や「管理」「体制」「個人」「守る」「対策」等であった。このことから「対策により個人や教員を守ることと管理体制の明確化」等とすることができる。三つ目として、「必要」や「指導」「生徒」「児童」「安全」等のまとまりがあった。このことから、「児童生徒への安全指導の必要性」等とすることができる。さらに4つ目として「対応」や「想定」「難しい」等のまとまりがみられた。このことから、「様々な状況の想定による対応の難しさ」とすることができる。さらに「マニュアル」や「研修」「意識」等から「家庭を意識したマニュアルによる研修」等であった。

以上のように共起ネットワークの

表4 自由記述の高頻度用語一覧

| 内容 | 教員の責任への認識 |    | 法的責任に関する研修機会 |    |
|----|-----------|----|--------------|----|
|    | 用語        | 回  | 用語           | 回  |
| 1  | 責任        | 63 | 研修           | 82 |
| 2  | 学校        | 52 | 必要           | 32 |
| 3  | 問う        | 32 | 教員           | 26 |
| 4  | 事故        | 26 | 機会           | 22 |
| 5  | 必要        | 20 | 事例           | 22 |
| 6  | 法的        | 19 | 学校           | 20 |
| 7  | 教員        | 18 | 法的           | 19 |
| 8  | 対応        | 18 | 実施           | 14 |
| 9  | 生徒        | 11 | 責任           | 14 |
| 10 | 管理        | 10 | 関わり          | 12 |

分析結果から、学校事故に対する教員の認識として、「学校事故の法的責任を問う」や「対策により個人や教員を守ることと管理体制の明確化」「児童生徒への安全指導の必要性」「様々な状況の想定による、対応の難しさ」等とまとめることができた。

#### (4) 法的な関わりに関する研修の実態

本節では教育活動と法的な関わりに関する研修の実態や教員の認識について、調査結果の分析を

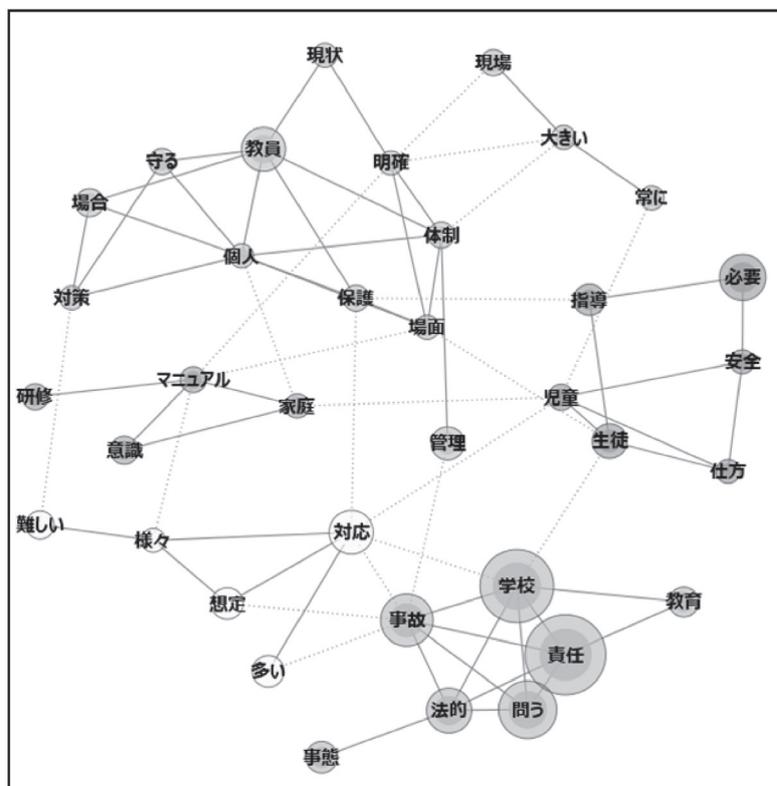


図5 学校事故に対する教員の責任の認識

踏まえて検討する。

① 研修の実施状況

教員に対して、法的な関わりに関する研修機会の回数について調査した。その結果が、図6のグラフである。

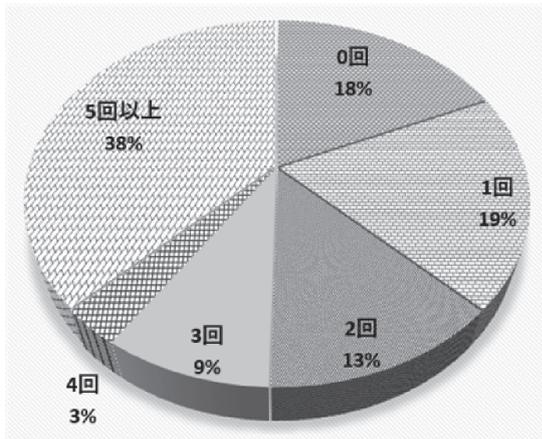


図6 学校事故の法的関わりの研修機会

A県において想定される研修機会としては、免許状更新講習時の弁護士による講話であったり、初任者研修等でのコンプライアンスに関する研修であったりする。

調査結果によると、5回以上とした教員が38%となりもっとも多くなった。さらに0回が18%、1回が19%、2回が13%と2回以下が50%であり半数が2回以下と答えた。

ただ、法的な研修の調査であり、研修機会として内容が特化したものや一部で言及したなど、認識に幅が生じてしまった。このことから、5回以上とした回答は、研修において部分的に言及した内容を含んでいると考えられる。

以上の調査結果から、学校事故に関する法的関わりについて、半数の教員はこれまで3回以上の機会があったとしていた。しかし、半数は2回以下としており、研修内容との関連を含め、実態を把握する必要がある。

② 研修の在り方に対する認識の実態

学校事故への法的責任に関する研修の在り方に対する認識調査を実施した。調査は、5件法によって回答を求めた。各調査項目について、5：おおいにそう思う、4：ややそう思う、3：ふつうである、2：すこししか思わない、1：まったく思わない、から選択を求めた。さらに調査結果を間隔尺度とみなして分析した。

校種による区分ごとに平均を求め、全体平均の大きな順に配置したのが図7である。調査した4項目の全体の平均は、おおよそ4.0から4.5の範囲となった。また、区分による平均の差は小さかった。

次に項目ごとに結果を検討していく。回答を求めた4項目の中でもっとも平均が大きくなったのが、「法的責任の事例の周知」であった。このことは、教育活動における法的責任の事例が十分に周知されていないことが反映していると考えられる。次が「研修機会の設定」であった。前項の研修機会の回数調査を踏まえると、研修機会が十分に確保されているとしている教員は限定的であり、このような実態を反映していると考ええる。

さらに、「児童生徒が学ぶ機会」であった。全体の平均がほぼ4.0となり、5件法の「ややそう思う」に相当する。次項目の「スクール・ロイヤーの配置」を含め、今後もさらに対応が必要であると考えられる項目である。

以上のように、学校事故に対する教員の法的責

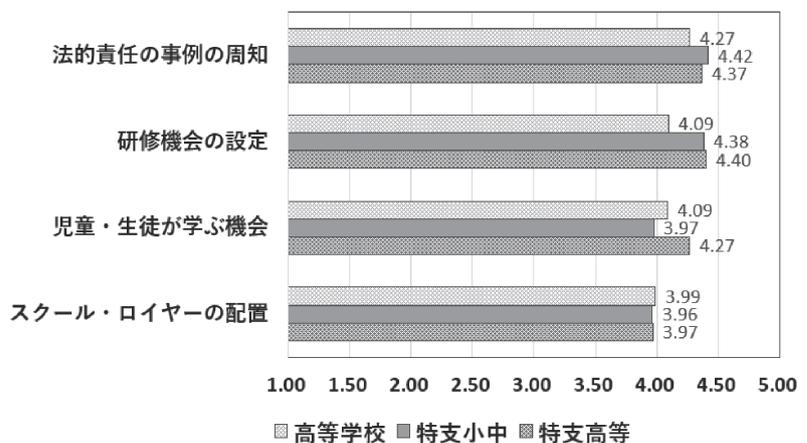


図7 学校事故への法的責任に対する今後の関わり

任に関して、教員は事例の周知や研修機会を求めていることが分かった。さらに児童生徒が法的責任を学ぶ機会やスクール・ロイヤラーの配置についても、肯定的な意見が多いことが分かった。

### ③ 研修の在り方の自由記述から

自由記述として、「学校事故における法的責任に関する研修の在り方」について記述を求めた。その記述内容を検討する。このことに関する自由記述の具体例として、「学校管理下における事故について、学校あるいは教員には大きな責任があるため、研修にはかなりの時間をさくべきと考えるが、成績処理や部活動などが第一と考えており、その他のことには無頓着な教員が多いのではないかと。」や「教員だけでなく、保護者も含めた研修も必要である。双方が責任を押しつけあうのではなく、共有や分担という視点が重要である。」「事故が起きてから知るのでは遅いので定期的に法的な責任の関わりに関する事例等を知る機会を設ける方が良いと思う（なるべく負担のかからないような形で）。」等があった。

さらに、記載されていた用語を出現頻度の順に

示したのが、表4の中の「法的責任に関する研修機会」である。もっとも多かったのが「研修」の82回であった。次が「必要」の32回、そして「教員」「機会」「事例」等であった。これらの用語をまとめると、「事例による教員研修の機会が必要である」となった。

次に自由記述をテキストデータとして、KHコーダーを用いて共起ネットワークを作成した結果が、図8である。分析結果によると、一つ目のまとまりが「研修」や「必要」「学校」等で、「学校での事例に関する教員を対象とした法的研修の必要性」とまとめることができる。二つ目は「事故」や「責任」「対応」等のまとまりで、「事故の具体的な責任や対応等の共有」とまとめることができる。三つ目は「定期」や「負担」「校内」「多い」で、「校内での定期的な（研修の）実施による負担の多さ」となった。四つ目は「活動」や「教育」「意識」「法律」であり、「法律も意識した教育活動」とまとめることができた。さらに、「専門」「職員」「情報」「変化」等のまとまりがあった。

法的責任における研修の在り方の自由記述の分析から、「学校での事例に関する教員を対象とした法的研修の必要性」や「事故の具体的な責任や対応等の共有」「校内での定期的な（研修の）実施による負担の多さ」「法律も意識した教育活動」等とまとめられた。

このことから教員は、教育活動と法的責任の関わりを意識するための研修の必要性を認識しているのと同時に、研修による負担増への懸念もあることが明らかになった。

このことから教員は、教育活動と法的責任の関わりを意識するための研修の必要性を認識しているのと同時に、研修による負担増への懸念もあることが明らかになった。

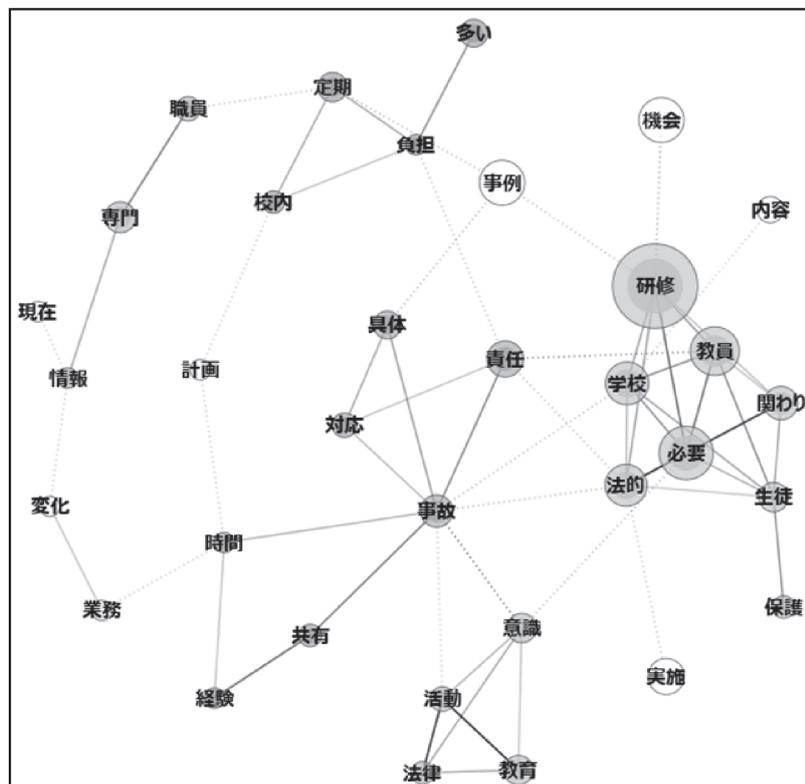


図8 法的責任における研修の在り方

#### 4. 法的責任に関する研修の実態

法的責任について、教職員への研修の実態を検討する。そのために、A県総合教育センターにおける法的責任に関する研修の実態を明らかにする。さらに、高等学校や特別支援学校における校内研修の実態を確認する。

##### (1) A県教育委員会における研修の実態

本節では、法的責任に関する研修の実態をA県教育委員会及びA県総合教育センターにおける研修の実施内容の調査により明らかにする。

##### ① 授業力向上研修において

A県では、教員免許更新講習が始まった平成21年以来、教員免許更新講習受講対象者全員を対象とした県教育委員会主催の悉皆研修として、授業力向上研修を実施し、今日に至っている。

授業力向上研修受講者は研修を修了すると、他所で開催される教員免許更新講習を受講することなく教員免許更新申請を行うことができる研修である。

ア 科目「専門職として教員に求められる法令・法規（選択必修講座）」において

A県における授業力向上研修において、当初教員免許更新講習で義務付けられていた5日間30時間の講習のうち、必修とされた3日間18時間の講習の中に、「専門職として教員に求められる法令・法規」を位置づけた。研修では、学校事故等に詳しい専門家（弁護士）を講師として招聘した。

教員免許更新講習の制度が改訂された平成28年度以降は、選択必修講座の中で、「専門職として教員に求められる法令・法規」について専門家（大学教授等）が講師を務める講座を開設している。講座の内容としては、教育裁判の動向分析を通じて専門職として教員に求められる法的知識についての講義と学校事故への対応、予防的なスクール・コンプライアンスの演習となっている。

イ 科目「教育活動と教育法規（選択講座）」

さらにA県では、授業力向上研修における選択科目として「教育活動と教育法規」を開設している。研修では、A県教育委員会県立学校人事担

当経営指導主事（管理主事）が講師を務め、休暇等の服務に関わること、学校事故等の危機対応に関わること、学校事故や不祥事案における教職員の責任に関わること等について講義・演習を行っている。

##### ② 県立学校管理職研修（県立学校新任校長研修・県立学校新任副校長研修）において

A県では県立学校の新任校長研修及び新任副校長研修（別日程開催）において、法律に関する研修を実施している。研修では、「コンプライアンス等について」や「学校の危機管理について」「学校管理・運営全般に関わる演習」の講座を設けている。研修においては、県教育委員会県立学校人事担当経営指導主事（管理主事）が講師を務め、服務に関わる内容を中心とした人事管理、学校事故や不祥事案等の対応に関わる内容を中心とした危機管理などの内容を扱っている。

##### ③ 県立学校生徒指導主事研修（生徒指導連絡協議会、新任生徒指導主事研修）において

教員の法的責任に関する研修の機会として、県立学校の生徒指導主事を対象とした生徒指導連絡協議会及び新任生徒指導主事研修講座を設けている。研修会では県教育委員会の指導主事等が講師を務め、いじめ問題への対応、事例から学ぶ問題行動に係る対応、及び生徒指導主事の実務について、関連する法規等を例示して講義・演習を行っている。

以上のように、A県では免許状更新講習の時期に教員に求められる法令や法規等を研修することになっている。さらに、新任校長や新任副校長、さらに生徒指導主事に対して、法令を踏まえた研修が実施されている。

##### (2) 校内研修の実態

本節では、A県内の県立学校及び特別支援学校における法的責任に関する研修の実態を明らかにする。

##### ① 高等学校における実態

高等学校における教育活動における法的責任に関する研修の機会を検討する。

学校において開催する法的責任に関わる研修と

しては、ア) 年間計画により、毎月職員会議や朝会時に開催するコンプライアンス研修 イ) 年度初め職員会議において、管理職あるいは担当課から提示される危機管理マニュアル研修 ウ) 自校・他校において重大事案が発生した場合等に開催する随時研修等が行われている。

しかし、それらのいずれの研修においても、法令・法規、あるいは法的責任まで踏み込むことは極めて少ないと思われる。

## ② 特別支援学校における実態

A 県の特別支援学校では、一般的には「法的責任」に焦点をあてた研修は行なっていない。しかし、コンプライアンスに関する研修は、定例の職員会議の後や、職員朝会などで定期的に行われている。さらに、突発的な事案が発生した場合には、新聞や県教育委員会からの通知等の資料を配布しての読み合わせ等により、随時行なっている。加えて、近年は生命に直結する「アレルギーに関する研修」が多くの学校で行われている。

以上が特別支援学校における校内研修の実態である。

本章では、高等学校や特別支援学校等の県立学校における、学校事故等に対する法的責任に対する研修の実態を検討してきた。A 県では、免許状更新講習として授業力向上研修を実施している。その中で、教員に求められる法令について学ぶ機会がある。しかし、それ以外では新任の校長や副校長、生徒指導主事を対象とした研修など、機会は限定されていた。さらに、学校における研修の機会としては、教員のコンプライアンスが中心になっている現状がみられた。

## 5. 考察・研究のまとめ

本研究の目的は、学校事故への対応における学校及び教員の法的責任の実態とともに、児童生徒への教員の関わりにおける認識の実態を明らかにし、今後の対応の在り方を探ることであった。そのために、教育行政機関や教職員が法的責任を問

われる実態を事例調査により把握した。さらに、教員への質問紙調査により検討、学校事故等への責任に対する認識の実態を検討した。

本研究のまとめを以下に示す。まずは、事例を踏まえ学校事故の発生状況と教育行政機関や学校管理職、教員の法的責任の実態を示したことである。その中で学校の義務違反を過度に認定することの問題点を指摘した。

第二に学校事故等への教員の指導との関わりとの認識を明らかにしたことである。学校事故等への児童生徒の当事者意識とともに教員の指導との関わりの実態を明らかにすることができた。さらに認識の実態をマッピングすることで、「生徒：高、教員：高群」や「生徒：低、教員：高群」及び「生徒：高、教員：低群」のまとまりがみられた。これらの結果から、特別支援学校においては、生徒の学校事故等への関わりとして、教員の関わりが強いとしていた。これに対して高等学校の教員は、学校事故等への生徒の当事者意識がより強いと認識していた。このことは、高等学校と特別支援学校という、それぞれの校種の生徒の実態を踏まえた認識であるといえる。

第三に学校事故等への教員の法的責任の認識を明らかにしたことである。調査結果から、教員の学校事故への責任に対する認識が高いことが明らかになった。特に、個人情報流出や情報の共有不足による学校事故への責任の認識が高かった。一方、児童生徒の情報リテラシー不足など児童生徒の状況により責任の認識が低くなる項目もあった。さらに、自由記述による教員の認識として、「学校事故の法的責任を問う」や「対策により個人や教員を守ることと管理体制の明確化」「児童生徒への安全指導の必要性」「様々な状況の想定による対応の難しさ」等とまとめることができた。

第四は法的な関わりに関する研修の実態を明らかにしたことである。調査結果から、学校事故に関する法的関わりでの研修の実態として、半数の教員はこれまで3回以上の機会があったとしていたが、半数は2回以下としていた。また、学校

事故に対する教員の法的責任に関しては、教員は事例の周知や研修機会を求めていることが分かった。さらに児童生徒が法的責任を学ぶ機会やスクール・ロイヤールの配置についても、肯定的な意見が多いことが分かった。加えて、研修に対する自由記述からは、教員は、教育活動と法的責任の関わりを意識するための研修の必要性を認識していると同時に、研修による負担増への懸念もあることが明らかになった。

第五は、A県における教育活動と法的責任に関わる研修の実態を明らかにしたことである。

A県では、免許状更新講習として授業力向上研修を実施している。その中で、教員に求められる法令について学ぶ機会がある。しかし、それ以外では新任の校長や副校長、生徒指導主事を対象とした研修など、機会は限定されていた。さらに、学校における研修の機会としては、教員のコンプライアンスが中心になっている現状がみられた。

以上のことから本研究の成果として、学校事故への対応における学校及び教員の法的責任の実態とともに、児童生徒への教員の関わりにおける認識の実態を明らかにすることができた。

今後ますます多様化・複雑化する現代社会において、教員は状況に応じた対応が求められる。しかし、場合によっては学校事故により法的責任が問われる状況も想定される。そのような状況に対処するために教員は法的責任の実態を正しく把握しておくことが求められる。このことに加えて、教育活動の当事者である児童生徒についても、発達段階に応じた法的責任の認識をもたせることにより学校生活におけるルールをより明確に意識することができるようになる。このことは、いじめ等への対応の一つの手立てになると考える。

本研究において調査対象としたのは、A県の一部の高等学校及び特別支援学校という、限られた範囲の学校であった。このことから、本研究の結果も限定された範囲での結果を示すものである。

本研究の成果を踏まえ今後、調査対象を小学校や中学校等へ拡大することで、児童生徒の発達段

階及び校種による教員の認識の違いを明らかにできると考える。

#### 【註】

- (1) 日本経済新聞2019年10月11日付 HP 記事：  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50879500R11C19A0CR0000/>、2020年12月26日閲覧
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター HP、「学校の管理下の災害 [令和元年版]」  
<https://www.jpnsport.go.jp/anken/portals/0/anken/kenko/jyouthou/pdf/R1saigai/r1saigai02.pdf>、2021年2月12日閲覧
- (3) (2) と同様

#### 【謝辞】

本研究を進めるにあたり、A県内の高等学校、特別支援学校の校長をはじめ諸先生方にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

#### 【引用・参考文献】

- 以呂免義雄「学校危機管理論 - 学校危機の諸相に対する法的側面からの対応スキルの検討 -」(『奈良教育大学教職大学院研究紀要 学校教育実践研究』1、2009) 59-66
- 岩橋健定「学校事故と法 I」(坂田仰『学校と法』放送大学教育振興会、2012) 79-92
- 上野和久、鈴木晴久、吉川好司、栗原充司、牧野博、一色秀之、佐藤史人「災害発生時における学校の対応に関する研究」(『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』68-1、2018) 203-209
- 冲中紀男・守屋朋伸・坂本裕・日比晁「特別支援学校の危機管理対策に関する調査研究」(『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』61、2013) 223-229
- 河内祥子「学校の危機管理マニュアルからみる「危機」とリスク・マネジメントの課題」(『スクール・コンプライアンス研究』6、2018) 6-15
- 木村葉太・岩永裕次「公立小中学校における校長のリスク認知傾向：大分県新任校長への質問紙調査を手掛かりに」(『教育経営学研究紀要(九

- 州大学大学院人間環境学府)』20、2018) 57-63
- 小林昇光「市町村教育委員会による学校危機管理支援事例の検討：教員不祥事における教育長のリーダーシップへの着目」(『教育経営学研究紀要(九州大学大学院人間環境学府)』20、2018) 79-86
- 下地敏洋「公立高等学校における学校安全と危機管理に関する一考察：アンケート調査の分析から」(『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』24、2017) 89-100
- 菅原好秀「地域教育行政とリスクマネジメント－学校事故裁判例から－」(『危険と管理』51、2000) 120-135
- 菅原好秀「地域教育行政とリスクマネジメント：学校事故裁判例から」(『危険と管理』0(51)、2020) 120-135
- 鈴木久米男、佐藤進、多田英史、小岩和彦、高橋和夫、東信之、川上圭一、田村 忠「学校における危機対応の取り組みの実態－研修等の実施状況及び危機管理マニュアルの活用状況調査に基づいて－」(『岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業 教育実践研究論文集』7、2020A) 155-122
- 鈴木久米男、佐藤進、多田英史、小岩和彦、高橋和夫、東信之、川上圭一、村田忠「児童生徒の学校事故等への認識及び対応のための資質能力に対する認識の実態－A県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への調査に基づいて－」(『岩手大学大学院教育学研究科研究年報』4、2020B) 1-12
- 鈴木宏昌「自然災害からの避難と学校の責任：大川小学校津波事件仙台高裁判決について」(『東海大学紀要 教養学部』49、2019) 163-182
- 田中洋「判例に見る災害発生時における学校の法的責任」(『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)紀要』1、2017) 7-15
- 東野充成、木幡博基「保育・学校事故における教育者の責任論の構図」(『九州工業大学教養教育院紀要』2、2018) 29-45
- 當山清実、小川雄太「学校管理職に求められる危機管理能力に関する一考察」(『兵庫教育大学研究紀要』53、2018) 117-124
- 樋口耕一『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版、2014
- 松尾敏実、平田淳「学校の危機管理と校長のリーダーシップに関する一考察」(『佐賀大学大学院学校教育学研究科研究紀要』3、2019) 110-119